

令和2年7月13日（月）午後2時

令和2年

滋賀県国民健康保険団体連合会

第2回理事会

滋賀県国民健康保険団体連合会

令和2年度第2回理事会議事録

開催日時 令和2年7月13日（月曜日）午後 2時開会

開催場所 アヤハレークサイドホテル 比叡の間

出席役員数（13人）

理事長	谷 畑 英 吾	湖南市長
副理事長	多 胡 豊 章	
兼常務理事		
理 事	三日月 大 造	滋賀県知事（代）
	大久保 貴	彦根市長
	小 椋 正 清	東近江市長（代）
	橋 川 涉	草津市長
	宮 本 和 宏	守山市長（代）
	岩 永 裕 貴	甲賀市長
	平 尾 道 雄	米原市長
	伊 藤 定 勉	豊郷町長
	越 智 眞 一	医師国保組合理事長
監 事	野 村 昌 弘	栗東市長（代）
	西 田 秀 治	竜王町長

○開 会

午後2時開会

◇竹若局長 どうも皆さんありがとうございます。それでは、只今より国保連合会理事会を開催をさせていただきます。

開催に当たりまして、理事長よりご挨拶を申し上げます。

◇谷畑理事長 それでは、改めまして皆さんこんにちは。本日、国保連合会理事会を開催いたしましたところ、皆様方におかれましては、公私何かとお忙しい中にも関わりませず、ご参集を賜りましてありがとうございます。

また、それぞれの自治体等の中におきまして、新型コロナウイルス感染症対策が大変なご労苦をいただいていることと思います。国保連合会におきましても、この間、本来業務であります医療機関等への診療報酬の審査支払をしっかりと果たしますとともに、新型コロナウイルス感染症への影響により経営が困難となった保険医療機関等に対する支援といたしまして、減収相当分の診療報酬等の概算前払いの実施に取り組んでまいったところでございます。今後も可能な限り医療保険制度を支えるべく、本会の役割を果たしてまいりたいと思います。

本日は、令和元年度事業報告、決算また役員の選出についてなど、来る7月29日の総会に向けての重要な議案をご審議いただきます。

また、令和3年度から予定されております「被用者保険分の福祉医療費取扱いが社会保険診療報酬支払基金に移行することに伴う福祉手数料・国保手数料・後期手数料の見直し(案)について」並びに「第3期中期経営計画について」ご説明をさせていただきます。

何とぞ慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。どうかよろしくようお願い申し上げます。

◇竹若局長 どうもありがとうございました。

本日、新型コロナウイルス感染予防として会場をこのアヤハレークサイドホテルとし、事務局の担当者も最小限に限定して対応させていただいておりますので、何とぞご理解のほどよろしくようお願い申し上げます。

それでは、次に、本日の出席者でございます。前藤澤副理事長につきましては、日野町長の任期満了によりまして、理事を自動失職されております。

ほかの理事の方は、委任出席も含めて全員の出席でございますので、本日の理事会が成

立することをご報告させていただきます。

次に、理事会の議長でございますけれども、本会の規約によりまして、理事会の議長は理事長が当たることとなっておりますので、谷畑理事長、どうぞよろしくお願い申し上げます。

◇谷畑理事長 それでは、私が理事会の議長をさせていただきます。

まず、規約第35条第4項及び規約第36条第2項により、本理事会は公開とし、議事録においても公表することをお伝えいたします。

次に、国保連合会規約第36条の規定により、議事録署名者を選出いたしたいと思いますが、議長から指名をさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇谷畑理事長 それでは、私のほうより指名をさせていただきます。

草津市長の橋川渉理事、医師国保組合理事長の越智眞一理事のお二人にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、議事に移らせていただきます。

議案第20号、通常総会開催日について事務局の説明を求めます。

◇竹若局長 お手元の第2回理事会の議案のほうをお開きいただきたいと思います。こちらの1ページ目でございます。議案第20号、通常総会の開催日についてでございます。令和2年7月29日水曜日、午前10時からこのアヤハレークサイドホテルで開催したいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◇谷畑理事長 只今の説明にご質問、ご意見ございませんでしょうか。

ご質問もご意見もないようですので採決に入ります。議案第20号を原案どおり議決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇谷畑理事長 全員賛成と認め、総会は原案どおり7月29日水曜日、午前10時から開催することといたします。

次に、議案第21号、通常総会附議事項の審議に入ります。通常総会の議案は、第13号から第23号までです。

まずは、議案第13号、令和元年度事業報告の認定についてから議案第22号、令和元年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで、いずれも関連いたしますので、一括審議いたしたいと思ます。

各議案について事務局の説明を求めます。なお、説明については、去る7月3日に開催の国保主管課長会議において事前に協議しておりますので、簡潔に説明願います。

◇岡田次長 それでは、議案第1号でございます。令和元年度の国保連合会事業報告でございます。こちらにつきましては、要約をいたしました概要版、右肩資料ナンバー1をご覧いただきたいと思っております。

まず1つ目の事業実施状況の本会の運営に関する事項でございます。こちらにつきましては、総会、理事会、監事会、課長会議等の開催をしたところでございます。なお、総会と理事会につきましては、平成31年3月の総会におきまして、規約、規則の制定を行いまして、理事会、総会ともに原則公開、議事録の公表をいたしております。

そして、1の下から3つ目でございますけれども、中期経営計画推進会議を6回開催いたしております。後ほど説明事項でご説明を申し上げますが、第3期の中期経営計画、令和2年度から令和4年度までを策定したところでございます。

大きい2番の国民健康保険制度の改善強化と財政安定化の推進に関する事項でございます。こちらにつきましては、国保制度改善強化全国大会におきまして、9項目、決議を行い、政府、国会並びに地元の国会選出議員の方々に対しまして、理事長、市町長を中心に陳情要請活動を11月28日に展開をしたところでございます。

そして、大きい3でございます。国保事業充実強化推進に関する事項でございます。こちらにつきましては、国保料（税）月間を設定いたしまして、保険者を側面から支援するためにテレビ、ラジオのスポット放送、そしてポスター、チラシを作成し、配布いたしまして、国保被保険者の納付意識の啓発を図ったところでございます。

また、保険料（税）徴収アドバイザーを保険者の皆さん方のほうに派遣をいたしまして、効果的な徴収方法等について助言を行うことによりまして、収納率向上に向けた支援を行ったところでございます。

2ページでございます。その結果でございますけれども、保険者の皆様方のご努力もございまして、令和元年度の収納率につきましては、対前年度0.01ポイントプラスの94.91%でございました。

その下の（2）でございますけれども、医療費適正化の対策でございます。ジェネリックの差額通知につきましては、年4回発行いたしまして、後発医薬品の使用割合でございますけれども、数量ベースで78.91%という結果でございました。

そして、1つ飛ばしまして大きい5でございます。国民健康保険と後期高齢者医療の診

療報酬の審査支払に関する事項でございます。こちらにつきましては、国保審査委員会、57人体制で画面審査システムを活用いたしまして、質の高い審査を行っていただいたところでございます。これらの取扱いにつきましては、国保・後期に掲載をいたしておりま

すけれども、合わせまして年間約1,000万件の審査、そして、約2,800億円の支払いをさせていただいたところでございます。

続きまして、3ページをご覧いただきたいと思えます。(3)一番上でございます。令和元年5月から療養費の審査委員会を設置いたしまして、柔道整復施術療養費と同様に、鍼師、灸師およびあんま・マッサージ・指圧師の療養費に係る支払いを実施したところ

でございます。従来は審査のみというところでしたが、審査のみから支払いまで実施をさせていただいて、保険者の事務軽減のお手伝いをさせていただいたところ

でございます。

そして、大きい6でございます。共同事業と事務代行業務に関する事項でございますけれども、(1)風しん対策でございます。こちらについては、令和元年度から3年度までの間

でございますけれども、これらにつきましては、抗体検査、予防接種に係る請求支払事務のほか、クーポン券を全市町からの委託に基づいて準備を行ったところ

でございます。

そして、大きい7番でございます。保健事業の推進に関する事項でございますけれども、こちらにつきましては、私ども保健師3名おります。それら保健師を中心に保健事業の支援ならびに情報提供を行ったところ

でございます。

③でございますけれども、有識者等からなります保健事業支援・評価委員会を設置いたしまして、保険者の皆さん方の保健事業計画の策定、実施、評価の支援をさせていただいたところ

でございます。

少し飛びまして、⑤でございますけれども、平成30年度から重複・頻回受診者等訪問指導事業を実施しております。令和元年度の実績はまだ途中でござい

続いて10番でございますけれども、介護保険業務に関する事項でございます。こちらにつきましては、給付額については約963億円の取扱いをさせていただいたところでございます。

大きい11番でございますけれども、こちらにつきましては、障害者総合支援給付費の審査及び支払事務に関する事項でございます。約303億円の支払いをさせていただいたところでございます。

続いて、5ページをご覧いただきたいと存じます。広報活動でございます。広報につきましては、スケールメリットを生かしまして、様々な広報啓発物を作成させていただきました。リーフレット「私たちの健康を支える滋賀の国保」につきましては、被保険者証と同封をしていただいて啓発をしたところでございます。

また一番下の丸でございますけれども、県の薬剤師会が実施をいたします事業と連携を行いまして、特定健診受診勧奨チラシを配布いただき、健診受診率の向上の一助としたところでございます。

大きい13番につきましては、滋賀県と共同事務局として県内の医療保険者等の加入者にかかります健康づくりの推進を行ったところでございます。

以上でございます。

◇林課長 続きまして、決算の関係についてご説明をさせていただきます。

総会議案では、議案第14号、69ページから議案第22号、191ページでございますが、お手元の理事会資料の中の2-1、2-2、こちらのほうでのご説明とさせていただきます。と存じます。

まず2-1でございます。令和元年度滋賀県国民健康保険団体連合会会計決算状況でございます。まず、会計決算の概要でございます。

大きい1のところでございますが、本会の会計につきましては、一般会計と8つの特別会計の9つで構成をされております。またそれぞれの勘定の性格を大別いたしますと、1として手数料、負担金を財源に審査支払の事務執行を伴います6つの勘定、これが6つの勘定。そして連合会を経由して診療報酬や介護報酬を受け払いする支払勘定、これが16でございます。これらの合計でございますが、歳入で約4,030億3,600万円、対前年比が3.4%増ということでございます。歳出につきましては約4,027億8,400万円、前年度比3.4%増で歳入歳出差し引きが約2億5,100万円でございます。

また(1)の部分でございますが、事務執行を伴います6つの勘定の概要でございます。

歳入の合計が約37億100万円、前年度比8.9%増。歳出の合計が約35億4,100万円、前年度比9.8%増。歳入歳出差し引きが約1億6,000万円でございます。

下の枠内でございますが、歳入の前年度比較増減の主な内容を記載させていただきました。歳入でございますが、各種手数料の増として国保手数料単価の引上げ、新規事業である風しん対策事業、さらには後期件数の増加、また補助金等につきましては、機器更改や風しん対策事業に係る補助金等が増加をしております。

2ページをご覧くださいと存じます。歳出の前年度比較でございます。機器更改としてKDBシステムを初めとする各システムの機器更改や新規事業である風しん対策事業などの増加が要因となっているというところでございます。

続いて(2)でございます。診療報酬の支払勘定、各種支払勘定でございます。こちらにつきましては、歳入の合計が約3,993億3,400万円で前年度費3.3%増、歳出の合計が約3,992億4,300万円で前年度同じく3.3%増。歳入歳出差し引きが約9,100万円でございます。

主なものを①から⑥まで掲載をさせていただきました。①でございますが、国民健康保険支払勘定でございます。この勘定は国保の医療費を受け払いする勘定であり、対前年度比が1.4%増、月平均は約80億円の支払いとなっております。

それから3ページでございます。②でございますが、福祉医療費の支払勘定です。県や市町の単独事業の福祉医療費の支払いをする勘定で対前年度費が1.8%増、月平均は約7億6,000万円の支払いとなっております。

3つ目が介護保険給付費の支払勘定でございます。介護保険の事業所に介護給付費及び介護予防、日常生活支援総合事業の受け払いをする勘定で対前年度比は3.4%の増、月平均は約84億円の支払いとなっております。

4つ目が障害介護給付費支払勘定です。介護と同様に障害介護給付費を支払う勘定ということで対前年度比5.0%増、月平均は約23億円の支払いとなっております。

5つ目が後期高齢者医療の支払勘定です。後期高齢者医療の方の医療費を支払う勘定となっております。対前年度比が4.2%増、月平均は約130億円の支払いとなっております。

最後6つ目ですが、特定健診・特定保健指導の支払勘定です。対前年度比2.6%増、月平均が約7億4,000万円の支払いとなっております。

また資料2-2には、今申し上げた各会計の総括表として、それぞれの内訳を添付させ

ていただいております。また後ほどご覧いただければと存じます。

以上でございます。

◇**谷畑理事長** それでは、ご審議をいただく前に、去る7月2日に監査を受けておりますので、竜王町長の西田監事より監査報告をお願いします。

◇**西田監事** 監事の竜王町長の西田でございます。

監査報告をいたします。この通常総会の附議事項の206ページをご覧いただけたらと思いますけれども、去る令和2年7月2日、監事の野村栗東市長と私で令和元年度における業務の概況を聴取いたしました。会計監査いたしましたところ、業務の運営については努力の成果が認められ、また、会計経理も適正に処理され、会計諸帳簿及び証憑書類もまた整理良好と認めましたので、ご報告をいたします。

以上です。

◇**谷畑理事長** ありがとうございます。

なお、監査法人による監査を受けておりますので、監査室より御報告させていただきます。

◇**田中室長** 監査室長の田中と申します。

それでは私のほうから、監査法人によります令和元年度決算に係る監査結果につきまして報告をさせていただきます。

通常総会の附議事項の207ページをご覧願います。

去る6月12日、15日、16日の3日間にわたり、監査法人によります監査を受検した結果、208ページ上段に記載されております監査意見として、当監査法人は財務書類が国保連合会会計規則に準拠して令和元年度の歳入歳出の状況及び同年度末の財産の状態の全ての重要な点において適正に表示しているものと認めるとの意見表明をいただく予定となっています。正式な報告書は本日のこの理事会終了後、理事長宛てに提出される予定となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、監査室からの報告に代えさせていただきます。

◇**谷畑理事長** 監査報告については以上です。

それでは、事務局より説明いたしました事業報告及び各会計決算についてご質問、ご意見はございませんか。

なしというお声もいただきました。ご質問、ご意見も終わったようですので採決に入ります。

通常総会、議案第13号から議案第22号までを原案どおり通常総会に附議することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇谷畑理事長 異議なしと認めます。全員賛成と認め、議案第13号から議案第22号までは原案どおり通常総会に附議することといたします。

続いて、通常総会附議事項の議案第23号、滋賀県国民健康保険団体連合会役員の選任についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

◇竹若局長 役員の改選についてでございますけれども、通常総会附議事項の209ページをご覧くださいと思います。合紙の前のページでございます。

議案第23号、国保連合会役員の選任についてということでございます。冒頭申し上げましたように、前藤澤副理事長は、町長任期満了により理事を自動失職されております。町村会に只今、後任理事の推薦をお願いいたしているところでございます。

また、本会副理事長であり常務理事でございます多胡豊章さんにおかれましては、3期5年の長きにわたり国保連合会の発展のためご尽力をいただいているところでございますが、この7月末をもって退任をされます。

つきましては、総会におきまして後任の理事の方の選出する議案を提出させていただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、総会において、理事選出後、直ちに理事会を開催し、副理事長、常務理事の互選をいただくことといたしておりますので、併せてよろしくお願い申し上げます。

◇谷畑理事長 只今の説明にご質問、ご意見はございませんか。

ないようですので、藤澤さんの後任の方は町村会から推薦いただきますが、学識経験の理事の後任は私のほうから推薦をさせていただきます。

事務局から資料を配付してください。

ご提案申し上げる方は桂田俊夫さんです。この方は医療制度にもご経験があり、また幅広い行政経験もお持ちで、今後の国保連合会の運営に有益な方と判断し、推薦をいたしましたと思います。何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、理事を選出する議案の提案については皆様のご賛同をいただいたということで、議案第23号は説明のとおりとさせていただきたいと思ます。

引き続き報告事項に入ります。

報告事項、報告第2号、専決処分報告について及び報告第3号、滋賀県国民健康保険団体連合会財産目録についてを一括して事務局の説明を求めます。

◇林課長 それでは報告事項についてご説明をさせていただきます。お手元、通常総会附議事項の210ページをお願いします。ちょうど水色の合紙の次のページとなっております。専決処分報告について7つございます。

まず1つ目でございますのは、職員服務規則の一部を改正する規則の制定でございます。これは規則中の文言を改めるとともに特別休暇についての追加を行ったものでございます。

2つ目は、事務局規則の一部を改正する規定の制定でございます。令和2年4月から事務局体制を改定するための規則の制定ということでございます。

3つ目は、令和元年度一般会計歳入歳出補正予算でございます。これは特定健診・特定保健指導特別会計への繰り出しを行うための補正となっております。

4つ目は、令和元年度診療報酬審査支払特別会計の歳入歳出第4回補正予算です。これは風しん対策事業に係る補助が国庫補助でされたために補正を行うものでございます。

また5つ目ですが、令和元年度特定健診・特定保健指導等事業特別会計の第3回の補正予算です。一般会計からの繰入金による補正としたものでございます。

以上5つは3月17日に理事長に専決をいただいております。

6つ目でございますが、令和2年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算の第1回補正でございます。こちらは新型コロナウイルス感染症の対策として令和2年5月診療分の概算前払いについての補正でございます。国保・後期合わせまして2,923万8,000円となっております。今回が一時借入れによって支払いを行っております。

7つ目の令和2年度後期高齢者医療事業関係の特別会計ですが、これは6と同様の理由で補正を行っております。

また、関連として本日、資料5で新型コロナウイルス感染症に対する本会の対応、それから資料ナンバー6で概算前払いの要綱を添付させていただいておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上2つは6月17日に理事長の専決をいただいたものでございます。

報告第3号、財産目録でございますが、こちらのほうに掲載をしておる令和2年3月31日時点のものでございます。

以上でございます。

◇谷畑理事長 以上で報告事項を終わります。

それでは、説明事項が2点ありますので、事務局から説明を求めます。

◇林課長 そういたしましたら、福祉医療費のほうが社会保険診療報酬支払基金に移行することによる福祉手数料、国保手数料、後期手数料の見直しにつきまして、資料ナンバー3-1でご説明を申し上げたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは資料ナンバー3-1でございます。まずは初めにということで1ページに記載をさせていただいております。こちらにつきましては、市町のご要望もあったということですが、令和3年4月診療分より被用者保険分の福祉医療費取扱いが本会から支払基金に移行され、このことにより福祉医療費制度における効率化が図られると考えております。

しかしながら国保連合会においては、福祉取扱い件数が大幅に減少することから、福祉手数料の見直しが避けられず、福祉取扱いと国保審査支払及び後期高齢者審査支払の業務について、それらを支援する国保総合システムの運用を初めとして業務を安定的に継続していくため、国保手数料及び後期手数料も同時に見直していくことが必要と考えております。そのため令和3年度以降、手数料の見直し案についてもお示しをさせていただいたものでございます。

めくっていただきまして、3ページをご覧いただきたいと思います。3ページにつきましては、これまでの福祉医療費の取扱いの経過を記載させていただいております。

滋賀県の福祉医療費助成制度は昭和48年に制度が創設され、さまざまな経過を経て平成12年度から国保連合会で取り扱うことになってございます。

4ページでございます。特に、当時、支払基金では法的に福祉医療費の取扱いができないということで、国保連合会では医療機関様のご協力もいただきながら、レセプトとは別に福祉医療費のみを請求するための様式、連名簿により現物給付の取扱いを可能とまいりました。また、当時から市町事務の効率化を図るため資格確認など共同処理を開始しております。

5ページをご覧いただきたいと思います。5ページの大きな2番のところでございますが、福祉医療費が支払基金に移行することに伴う本会の影響でございます。

まずは(1)でございますが、福祉医療費の取扱いと国保及び後期の一体的運用ということでございます。平成23年度から審査支払業務を一元的に処理する国保総合システムが整備されまして、国保と後期と併せて福祉医療費の審査支払も国保総合システムのカスタマイズにより一体的な運用となってまいりました。

(2)のところにより一体的運用経費相当額の推移と今後の考え方ということで書かせてい

ただいております。福祉医療と国保及び後期の一体的運用としては経常的運用経費相当額について、この経費の抑制には努めているものの国保総合システムの改良と運用コストの増加により増加傾向になっているということでございます。

このようなことから安定的な国保総合システムの運用等のために福祉医療と国保、後期に偏った負担なく、それぞれの経費と手数料の積算の考え方を総合的に見直していく必要があると考えております。

6ページでございます。福祉医療費の取扱いの関係手数料の見直し、(1)の福祉医療費の見直しでございます。被用者保険分の福祉医療費が支払基金に移行することにより、今後、約1億2,000万円の減収が見込まれております。そして、今後、不要となる経費5,000万円、これは人件費や連名簿のパンチ経費などとなりますが、これを差し引いた7,000万円でございます。これがなくなると、国保総合システム運用等に支障を来してくるということでございます。

また、国保及び後期の審査支払業務の遂行に必要であった負担が福祉医療費の取扱いによって軽減されていたという実態もございまして、この不足額の補填については不足額の7,000万円のおおむね3分の2の額、この3分の2というのは福祉医療費のうち支払基金へ移行する被用者保険分が3分の2あるということを1つよりどころといたしているところでございますが、この3分の2を福祉手数料単価の見直しによることとして33円の引き上げをお願いして、49円から82円とさせていただきたいということでございます。

それから7ページでございます。7ページの(2)共同処理の見直しでございます。引き続き国保連合会で資格確認等の共同処理を行うためには対象となる被用者保険分の福祉医療費請求データを支払基金から入手する必要があるとございます。そのために関連経費が新たに発生するため共同処理手数料の見直し、これは3円から5円程度を見込んでおりますが、これをお願いさせていただきたいというものでございます。

8ページでございます。国保手数料と後期手数料の見直しの部分でございます。国保総合システムの運用経費等については、福祉、国保、後期とで共有をしていることから、残る3分1について国保手数料、後期手数料の見直しをさせていただきたいと考えておるところでございます。

(1)でございますが、国保手数料と後期手数料の同一単価設定についてというところで書かせていただいております。現在の国保と後期の手数料は異なっているということで

すが、国保につきましては、取扱い件数の増加、福祉手数料の一部を共有する経費を充てることによって単価の低減を図ってきたということでございます。

また一方、後期につきましては、前身の制度である老人保健法の単価、それから後期の福祉対象を充当するなどにより単価設定をしましてまいりました。そのため、国保、後期とも単価の額は異なっております。

9ページでございます。今後、取扱い件数の減少が、国保については非常に減少するという傾向でございます。一方、後期については増加が見込まれるという中で国保と後期の適正な負担の確保や、これまで偏って福祉手数料収入を充当して国保手数料の低減化に貢献していた被用者保険分の福祉手数料収入がなくなることを考慮して、さらには福祉を取り扱っていない場合は国保と後期の手数料単価設定において、現在、考慮する経費はほとんど共有するものであるため、今後は国保手数料、現行は50円でございます、後期手数料については68円ということでございますが、それぞれ別の設定とはせず、共有する経費全体を勘案して同一の単価設定とさせていただきたいということでございます。

また、併せてでございますが、国保の特別会計と後期の特別会計の収支の適正化から共有する経費のそれぞれの特別会計の計上については、これまでの想定経費、案分率から手数料収入に応じた計上となるように実績取扱件数という形で、実数で案分して、それぞれ該当の特別会計に計上する手法に変更していきたいと考えておるところでございます。

10ページでございます。そこで国保手数料及び後期手数料の見直しでございます。このような考え方に基づいて国保及び後期の共有する経費の総額に不足補填額を加えた額、国保・後期の取扱い件数で割り、64円とさせていただきたいということでございます。

11ページのほうをご覧くださいと存じます。手数料見直しに関しての経過措置ということで記載をさせていただいております。今回の見直しでは移行に伴い廃止される請求事務費が2か年にわたる段階的廃止ということで予定をされております。このことからそれぞれの負担者は異なるもののトータルコストの変化の均衡を図る観点から2か年にわたる段階的見直しとさせていただいて、令和4年度からの適用とさせていただきたいと存じます。それぞれ下の表のほうに令和4年度完成年度には福祉手数料82円、共同処理手数料については15円程度、国保手数料については64円、後期の手数料については4円引き下げで64円という形で国保・後期合わせた形でさせていただきたいというものでございます。

あと以下についてはそれぞれその関連するグラフをつけさせていただいております。

それからもう一つ、資料ナンバー3-3をご覧いただければと存じます。カラーでグラフを書かせていただいているものであります。これはそれぞれ私どものほうで手数料の負担についてを経年で試算をさせていただいたものでございます。大変分かりにくくて恐縮でございますが、令和2年度につきまして、1つは国保の単価現行50円で計算したものが一番上、その次に制度完成時単価ということで、これは55円で計算したもので、あくまで参考として掲載しておりますが、この額がどう変わっていくかというものを経年で示しているものでございます。令和2年度と完成時の令和4年度を比較していただきますと、県全体でこの手数料負担は減少し、コストの軽減を図るという形になるかなということで考えております。

本日ご説明させていただいた案についてのご了解をいただきましたら、今後10月の予算編成時にこの考えに基づきまして、主管課長会議において改めて年次予算としてのご提案をさせていただきたいと存じます。今回の改正により国保連合会でも被用者保険分の支払業務はなくなりますが、引き続き共同処理の実施をするなど精いっぱい役割を果たしてまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

◇中村課長 続きまして、第3次中期経営計画について説明をさせていただきます。

資料のほうは資料4-1、4-2でございますが、要約した4-1のほうで概要の説明をさせていただきます。中期経営計画につきましては、2期として平成29年度から5か年計画で進んでおりましたが、情勢の変化に対応を的確にするために期間を令和2年度から令和4年度までの3か年ということで改めまして、2期の計画と進捗状況を評価した上で計画を改めました。

基本理念でございますが、経営の効率化、安定化に努め、保険者、広域連合からより一層信頼される組織となることを目指すということとしております。この3か年の計画の中で3年後の国保連合会の望ましい姿ということで、1ページにございます、下の1から5の基本を柱といたしまして計画を立てております。

2ページ、3ページをお開きいただきますと、基本方針ということで、括弧書きで書いております5つの柱で計画をさせていただいております。

まず1つ目として、審査の質の向上ということで査定率の向上を目指す。(2)としまして、共同事業ということで医療・介護・障害等々、共同事業の充実強化を図る等の計画

をさせていただいております。3つ目の柱としまして、保健事業ということで、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施等々、保険者さんが保健事業を積極的に取り組まれる支援をさせていただく計画となっております。

あと、組織体制の整備及び財政基盤の確立、5番の安全管理体制の確立といったことで計画を立てておまして、この推進に係りましては職員で構成する中期経営計画推進会議において毎年度進捗状況について点検をし、必要に応じて計画の見直しをするということとしております。詳細につきましては、資料4-2のほうに上げさせていただいておりますので、後ほどまたお目通しをいただきたいと思っております。

以上でございます。

◇谷畑理事長 只今、事務局から説明がありましたけれども、ご質問、ご意見でございますでしょうか。橋川理事。

◇橋川理事 ちょっと理解が不十分なところがあるんですが、手数料の見直しの案ですけども、全体としては手数料は引き上げになるということですが、この変更、この制度の変更によるメリットというのは何かあるのか、ないのか、引き上げだけだったら何かデメリットばかりだろうなと思われるんですけども、なぜこういう形になるのかというのが1つと。

それから、後でこの資料3-3で、棒グラフが出ているんですけども、これを見ると令和4年度では大方のところは下がってくると。2年度よりも。値上げになるのになぜ減ってくるのか。特に福祉手数料が減っているように思うんですけども。そこをご説明をもう一度お願いいたします。

◇林課長 すみません。説明不足で申し訳ございません。

まず1つ目のご質問ですが、資料の3-1の18ページをご覧いただきたいと存じます。こちら手数料見直しによる保険者等の負担比較ということで、単純に件数の増とかそういうものを一切考慮せずに差し引きでどれぐらい差が出るかというものの額を記載させていただいてるものでございます。

その中で、先ほどおっしゃっていただいたメリットの部分でございますが、この一番上の福祉というところの5番目、6番目のところでございます。特に6番目でございますが、今回、福祉医療が被用者保険のほうに移行になるという1つの大きな要素として市町の事務の効率化というものがございます。特に言われていますのが、高額療養費で支払われてる分まで負担している福祉医療費のうち、回収できなかった金額を回収に要した事務費と

ということで、福祉医療費につきましては、一旦、福祉医療費で全額持つという計算をしておりますが、実は高額医療費が発生した場合、その分を福祉医療費が回収しないといけないということになってございます。その分の事務が非常に大変であると、市町のほうではその辺りが非常に困難であるというところがございます。また連名簿というやり方をしておりますので、レセプト審査、我々がレセプト審査をしている査定をしたものというものが福祉医療費に反映しないと、こういったものがございます。こういったものが1つメリットとして福祉の被用者保険分を支払基金へ移行してほしいということでご依頼をいただいたものでございます。

それからもう一つは、なぜ減るのかということでございますが、1つ大きな要素につきましては、今の表の2のところの医療機関へ支払う請求事務費の廃止というものでございます。これにつきましては、福祉医療費1件につきまして50円の支払いをしているというものでございますが、これを2か年にかけて廃止されるということで、これが1億9,000万円減ということでございますので、これが大きな減少の要因となっております。

以上でございます。

◇岡田次長 よろしいですか。すみません、1つ追加ですけれども、今、保険者のメリットのほうをお話しさせていただいたんですけども、医療機関、請求される側のほうもメリットございまして、今ですと、レセプトと、そして連名簿という形でご請求をいただいているんですけども、そちらがレセプトのほうに載ってきますので、連名簿の提出が不要になってくるというメリットもございます。

◇谷畑理事長 ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

では、特にほかにご質問もご意見もないようですので、以上をもちまして、本日の提出議案、報告事項は全て終了いたしました。

ほかに皆様から何かご意見等はございますでしょうか。よろしいですか。

はい、平尾理事。

◇平尾理事 極めて一般的な思いで、意見というか質問させてもらいたいと思います。今ほど出ましたように、手数料の見直しという話の中で当然のように運用経費が増加をするとか、コスト意識をもってやっていくとか、経費の抑制に努めるとか出ているんですけども、我々一般行政の中で年間業務の、率直な言い方をするとなかなか切り込めないとか、なぜそれだけの金額がかかるのか、それは本当に正しいコストなのかどうかというこ

とを議論しているときに、決して国のことを言うわけではありませんけど、別に例のあの電通と経産省の話ではありませんけれども、切り込めないという形の中で、やむを得ないところで流れているという断言はしませんけども、とりわけこの国保の、今出ました何円という単位であったとしても、非常に普遍性といいますか、広範な影響力が及びますので、やっぱそここのところの説明が我々のほうで今聞いてもほとんど理解できない。何となくそういうことなんだろうなというところは、気持ちの中では落ち着けてますけども、ぜひ予算化される段階では我々にレクチャーしてもらえるような、十分な説明をしていただければと思いますけど。

以上です。

◇谷畑理事長 ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

じゃあ、ほかにないようでありますので、これで本日の理事会を閉会といたしたいと思えます。

◇竹若局長 どうもありがとうございました。

ここで少しお時間をいただきまして、最後になりましたけれども、多胡副理事長よりご挨拶をいただきたいと思えますので、よろしく願い申し上げます。

◇多胡副理事長 少しお時間をいただきまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

就任から約5年間、何とか任務を果たせたのかなと考えておりますが、これも一重に谷畑理事長を初め理事の皆さんのご支援のおかげということで深く感謝を申し上げるところでございます。ご案内のとおり国保連を取り巻く情勢、そして診療報酬審査支払機関の効率化ということで社会的要請も強く求められております。そんな中で退任いたしますことを非常に心苦しい限りではありますが、今後は谷畑理事長のリーダーシップの下、役職員一丸となって、頑張ってくれることと固く信じております。私も一住民の立場ではありますませんが影ながら応援をさせていただきたいと考えております。

最後になりましたが、皆様方のご健勝、ご多幸、また、ますますのご活躍を祈念申し上げます。簡単ではございますが、皆様方への、ご厚情へのお礼の言葉とさせていただきます。大変どうもありがとうございました。

(拍手)

◇竹若局長 どうもありがとうございました。

多胡副理事長にはおかれましては、3期5年という長い期間、連合会の発展にご尽力いただいたところでございます。心よりお礼と感謝を申し上げます。本当に

ありがとうございました。長い間どうもありがとうございました。

それでは、只今をもちまして、本日の理事会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

午後 2 時 5 2 分閉会

上記会議の顛末を記載して間違いのないことを認めるためここに署名いたします。

令和2年 9 月 24 日

議 長

湖南市長

石川英吾

議事録署名者

草津市長

橋川 渉

医師国保組合
理事長

越智 真一